福井市薬局等許可審査基準および指導基準

平成31年4月1日策定 令和3年8月1日 一部改正

福井市保健所保健企画課

目次

第 1	目的 1 -
第2	定義
第3	薬局 2 -
1	構造設備要件
2	業務体制要件
3	人的要件 21 -
第4	薬局製造販売医薬品製造販売業 22 -
1 人	、的要件
第5	薬局製造販売医薬品製造業24 -
1	構造設備要件
2	人的要件 25 -
第6	店舗販売業 27 -
1	構造設備要件 27 -
2	業務体制要件 33 -
3	人的要件 37 -
第7	管理者の兼務許可 39 -
第8	高度管理医療機器等の販売業および貸与業 40 -
1	構造設備要件 40 -
2	人的要件
附則	– 44 –

第1 目的

この基準は、薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業、薬局製造販売医薬品製造業、店舗販売業、管理者の兼務ならびに高度管理医療機器または特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業または貸与業(以下「販売業等」という。)の許可に係る審査基準および指導基準について定め、公正な許可事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)法令の規定法令に定められた事項
- (2)審査基準行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを 法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を言う。
- (3)指導基準行政手続法第36条および福井市行政手続条例(平成8年10月1日条例第22号)第34条の趣旨に基づき、統一的な行政 指導を行うための基準をいう。

<凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

第3 薬局

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める		
基準に適合しないときは、許可を与えない		
ことができる。(法第5条第1号)		
2 薬局の構造設備の基準は、次のとおりと		
する。(構規第1条第1項)		
(1) 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、	1 販売・授与の対象としている者が容易に出入りでき	1 容易に出入りできる構造であるとは、薬局への
又は譲り受けようとする者が容易に出入	•	出入りのための手続に十数分もかかるものであって
りできる構造であり、薬局であることが その外観から明らかであること。	また、薬局である旨がその外観から判別できない 薬局や、通常人が立ち寄らないような場所に敢えて	はならないこと。
この外観が9月りかてめること。	開設した薬局等、実店舗での対面による販売を明らか	
	に想定していないような薬局は認められない。	
(2) 換気が十分であり、かつ、清潔である	(CALLE C.	 2 医薬品を貯蔵または陳列する場所は、温度、湿度
ر المرابع الم		の管理が行えるよう空調設備または強制換気装置を
		設置すること。
		3 薬局の天井、床および壁等は、板張り、コンクリ
		ート、ガラスまたはこれに準ずる材質で、清掃が
		容易に行えるものであること。
(3) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の		4 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉
店舗(以下「店舗」という。)の場所、		またはドア等営業時間中に常時区別できるものと
常時居住する場所及び不潔な場所から		し、夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外の
明確に区別されていること。 (4) 面積は、おおむね19.8平方メートル	 2 薬局の面積の算定にあたっては次のとおりとすること。	ものとすること。 5 更衣室、便所、事務室の面積は薬局の面積に含め
以上とし、薬局の業務を適切に行なう	2	安
ことができるものであること。	その他当該薬局の業務に必要な物。以下第3に	ないこと。 6 医薬品以外の物を陳列、貯蔵する場合は、医薬品
	おいて同じ。)の売場(医薬品等の貯蔵、陳列	と明確に区別すること。
	および販売または交付をする場所をいう。以下	C 71 mai = 12,33 7 & C C 0
	第3において同じ。)について内法面積を足し合わ	
	せたものとすること。	
	(2) 一の建物内に薬局および薬局以外の用に供され	7 施設内薬局にあっては、薬剤師が適切に管理でき
	る場所がある場合における当該薬局(以下「施設	る面積に限定すること。
	内薬局」という。) は、一般客の通路に使用されな	8 施設内薬局と隣接場所(通路等の共用場所を

法令の規定	審査基準	指導基準
	いよう、施設内薬局と施設内薬局に隣接する場所	除く。)との間は、壁の設置または医薬品等の陳列
	(以下第3において「隣接場所」という。) との	設備の配置により区画すること。
	間を壁の設置、医薬品等の陳列設備の配置または	
	床面に線を引くことその他の方法により明確に	
	区画した上で、面積を算定すること。	
	3 薬局の構造設備は、同一階層に連続して設置する	9 薬局の構造設備の一部を複数の階に分置して設置
	こと。ただし、やむを得ず、薬局の構造設備の一部を	する場合には、分置された店舗の一方の床面積は、
	複数の階に分置して設置する場合であって、その分置	通路、階段、エレベーター部分等の面積を除いて
	が適正な薬局業務を遂行するうえで必要と認められ、	少なくとも16.5平方メートル以上であること。
	かつ、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。	10 次の付帯設備等を設けること。
	(1) 薬局の専用階段等によって患者等が移動できる	(1) 待合設備
	構造であって、当該薬局の外部にでることなく、	(2) 調剤用医薬品の貯蔵設備
	他の階等にある当該薬局の構造設備に行くことが	(3) 処方せんを受け付け、薬剤を交付する場所
	できる等、薬局としての同一性、連続性がある	(4) 更衣室、便所、事務室
	こと。この場合において、ビルの共用階段や	
	デパート等の一般客用階段等は、当該薬局の専用	
	階段とは見なさないこと。	
	(2) 当該薬局において常時調剤等の実務に従事して	
	いる薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の	
	業務の管理が十分適切に行うことができると認め られるものであること。	
	りれるものであること。 4 薬局の開店時間外には薬局全体を施錠できる構造で	11
	4	11 楽局の開店時間外には、その目を楽局の八り日寺 に表示する等、容易に判別できるようにすること。
	薬局のみを閉鎖する場合には、当該施設内薬局と隣接	に衣がする寺、谷勿に刊別できるよりにすること。
	場所との間をシャッター、パーティション等の設置に	
	より、物理的に区別し、従業員以外の者が進入する	
	ことができないよう、必要な措置が採られていること。	
(5) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された	ここべてになべるノベルダは旧画が以ばしていること。	
薬剤若しくは医薬品を交付する場所に		
あっては60ルツクス以上、調剤台の上に		
あっては120ルツクス以上の明るさを		
有すること。		
(6) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売	5 閉鎖することができる構造設備としては、シャッタ	12 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または

法令の規定	審査基準	指導基準
し、又は授与する薬局にあっては、開店時間(規則第1条第2項第2号に規定する開店時間をいう。以下同じ。)のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。	一、パーティション、チェーン等により物理的に遮断され、進入することが困難なものであることとし、可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができないような措置を採ること。	授与を行えないことが明確に判別できるようにし、 閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または 授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。	6 冷暗貯蔵のための設備は、電気またはガス冷蔵庫であること。7 鍵のかかる貯蔵設備は、スチール等の堅固な材質を用い、固定されもしくは容易に移動することができないものであること。	13 温度管理が必要な医薬品を取り扱う場合は、冷蔵庫に温度計を備えること。
(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。	8 貯蔵設備を設ける区域について、他の区域の床面と 色を変える、床面に線を引く、またはパーティション 等で区画する等により、明確に区別されていること。 なお、壁等で完全に区画されている必要はない。	
(10) 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。イ 6.6平方メートル以上の面積を有すること。ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。	 9 調剤室の構造設備は、次のとおりとすること。 (1) 天井、壁および床は、化学タイル、塩化ビニル製長尺シート等、ごみやほこりを生じにくい材質を使用し、衛生的に管理できること。 (2) 床面から天井まで壁等により区画し、出入口に扉を設けること。ただし、消防法の規定等やむを得ない理由により、天井まで区画ができない場合であって、保健衛生上支障がないと認められるときは、天井部分に若干の空間を設けても差し支えないこと。 (3) 換気が十分で、清掃しやすいこと。 (4) 通路に使用されない構造であること。 (5) 調剤およびこれに使用した器具の洗浄等に必要な給排水設備を有すること。 	14 調剤室の構造設備は、次のとおりとすること。 (1) 待合場所に面する調剤室の壁面は、調剤台の上部からおおむね1メートル以上の透明なガラス等とすることにより、患者が売場または待合設備等から調剤室内を見通すことのできる構造とすること。また、ガラス面に小窓等を設置する場合は、開口面積を必要最小限とし、かつ開閉式とすること。 (2) 売場または待合設備から見やすい場所に「調剤室」である旨の表示をすること。 (3) 給水設備は、水道法に基づく水道、簡易水道または専用水道等とすること。排水設備は、下水配管により薬局の外に直接排水できる設備とすること。

法令の規定	審査基準	指導基準
	10 高度な無菌製剤処理を行う作業室(無菌調剤室)を 共同で利用する場合、次に掲げる要件を備えた無菌	15 共同利用しない無菌調剤室であっても、共同利用の無菌調剤室の要件に準じて設けること。
	調剤室を設けること。	シ
	(1) 高度な無菌製剤処理を行うために薬局内に設置	
	された、他と仕切られた専用の部屋であること。 無菌製剤処理を行うための設備であっても、他と	
	無国製剤処理を行うための設備であっても、他と	
	備については、無菌調剤室とは認められないこと。	
	(2) 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌	
	製剤処理を行う際に、常時IS014644-1に規定する	
	クラス7以上を担保できる設備であること。	
	(3) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、 ************************************	
ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入	機材等を十分に備えていること。 11 購入者等が進入することができない必要な措置とは、	
し、若しくは譲り受けようとする者又は	カウンター等の通常動かすことのできない構造設備に	
調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、	より遮断することで従事者以外の者が進入できない	
若しくは譲り受けた者若しくはこれらの	ものであること。	
者によって購入され、若しくは譲り受け		
られた医薬品を使用する者が進入する		
ことができないよう必要な措置が採られていること。		
ニ 薬剤師不在時間(規則第1条第2項	 12 閉鎖の方法については、原則、施錠することとし、	
第2号に規定する薬剤師不在時間をいう。	施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等	
以下同じ。)がある薬局にあっては、	の構造設備により物理的に遮断され、社会通念上、	
閉鎖できる構造であること。	進入することが困難な方法により行うことが可能で	
(11) 要指導医薬品を販売し、又は授与する	あること。	
薬局にあっては、次に定めるところに 適合するものであること。		
回 ロップもの C めること。 イ 要指導医薬品を陳列するために必要な		
陳列棚その他の設備(以下「陳列設備」		
という。) を有すること。		
ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から		
1.2メートル以内の範囲(以下「要指導医		

法令の規定	審査基準	指導基準
薬品陳列区画」という。)に医薬品を		, = .
購入し、若しくは譲り受けようとする		
者又は医薬品を購入し、若しくは譲り		
受けた者若しくはこれらの者によって		
購入され、若しくは譲り受けられた医薬		
品を使用する者が進入することができな		
いよう必要な措置が採られていること。		
ただし、要指導医薬品を陳列しない場合		
又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を		
購入し、若しくは譲り受けようとする者		
若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り		
受けた者若しくはこれらの者によって		
購入され、若しくは譲り受けられた医薬		
品を使用する者が直接手の触れられない		
陳列設備に陳列する場合は、この限りで		
ない。		
ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売		16 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または
し、又は授与しない時間がある場合には、		授与を行えないことが明確に判別できるようにし、
要指導医薬品陳列区画を閉鎖することが		閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または
できる構造のものであること。		授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(12) 第一類医薬品を販売し、又は授与する		
薬局にあっては、次に定めるところに		
適合するものであること。		
イ 第一類医薬品を陳列するために必要な		
陳列設備を有すること。		
ロ第一類医薬品を陳列する陳列設備から		
1.2メートル以内の範囲(以下「第一類医		
薬品陳列区画」という。)に医薬品を		
購入し、若しくは譲り受けようとする者		
又は医薬品を購入し、若しくは譲り受け		
た者若しくはこれらの者によって購入		
され、若しくは譲り受けられた医薬品を		
使用する者が進入することができない		

法令の規定	審査基準	指導基準
よう必要な措置が採られていること。 ただし、第一類医薬品を陳列しない場合 又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を 購入し、若しくは譲り受けようとする者 若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り 受けた者若しくはこれらの者によって 購入され、若しくは譲り受けられた医薬 品を使用する者が直接手の触れられない 陳列設備に陳列する場合は、この限りで ない。 ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売 し、又は授与しない時間がある場合には、 第一類医薬品陳列区画を閉鎖することが できる構造のものであること。	13 情報を提供し、指導を行うための設備は、相談カウンター等、薬剤師または登録販売者と購入者が対面で情報提供を行うことができる通常動かすことのできないものであること。	

法令の規定	審査基準	指導基準
う。以下同じ。)を陳列する場合には、 指定第二人の一般原列する場所である。 指定第二人の一般原列する原列では、 方で第二人の一般原列では一次 一次は一分の一分の 一次に「大きない」を 一次に「大きない」が 一次に「大きない」 一次に「大きない」が 一次に「大きない」が 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一次に「大きない」 一ない。 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない 一ない		7日守色中

法令の規定	審査基準	指導基準
に類するもの) ル メスピペット ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー ワ 薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの) カ ロート ヨ 調剤に必要な書籍(磁気デイスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) をもって調製するものを含む。)	16 調剤に必要な書籍は、次のとおりとすること。 ア 日本薬局方およびその解説に関するもの イ 薬事関係法規に関するもの ウ 調剤技術等に関するもの	18 調剤に必要な書籍は最新のものであること。
	エ 当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの	19 調剤を希望する者が自動車に乗ったまま処方せんの受け渡しや調剤された薬剤の交付を受けることができるいわゆるドライブスルーの構造がある場合は、上記に定めるもののほか、処方せん応需の際に十分な情報の収集と提供を行うことができるよう次の要件を備えていること。 (1) ドライブスルー専用の受付窓口または服薬指導窓口は次のとおりとすること。 ア 調剤室の衛生を確保するため、調剤室と区別した適当な場所に設けること。 イ 引き戸等で閉鎖できる構造とし、室内環境が影響されないよう配慮した構造とすること。

法令の規定	審查基準	指導基準
法令の規定 (15) 営業時間のうち、特定販売(規則第元を 条第2項第2号に規定する行うを明明売前 を第2項第2号に規定する行うのみを行う。以下同じ。)のみを行うを明明所の る場合には、都道するには、 を前するな場合には、 を動力ないてが をして、 を動力ないでは、 を動力ないでは、 をした。 を動力ないでは、 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。	審査基準 17 必要な設備とは、次に掲げる全ての設備を備えること。 (1) 映像を撮影するためのデジタルカメラ等 (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等 (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機および電話回線	指導基準 (3) 車の進入経路(進行方向等)の表示(明示)、駐車場の確保等付近の交通に支障を生じない対策を講ずること。 (4) 法第9条の5に規定する掲示内容が確認できるよう必要な措置を講ずること。 20 左記の全てを組み合わせた設備、例えばカメラ付き携帯電話も可とする。ただし、特定販売のみを行う時間内に薬局内に設置しておくこと。

VI A - III-la	riga da dele Nete	114 244 244
法令の規定	審査基準	指導基準
対価性の構造の容器に入れて保管する		
場合は、この限りでない。		
(3) 次の線量を、それぞれについて厚生労		
働大臣が定める線量限度以下とするため		
に必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けら		
れていること。		
イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所に		
おいて人が被曝するおそれのある放射線		
の線量		
ロ 貯蔵室の境界における放射線の線量		
(4) 人が常時出入りする出入口は、一箇所		
であること。		
(5) 扉、蓋等外部に通ずる部分には、		
鍵その他閉鎖のための設備又は器具が		
設けられていること。		
(6) 別表に定めるところにより、標識が		
付されていること。		
(7) 放射性医薬品による汚染の広がりを		
防止するための設備又は器具が設けられて		
いること。		
4 放射性物質又は放射性物質によって汚染		
された物の廃棄を行う薬局の廃棄設備の基準		
については、構規第9条第1項第4号の規定		
を準用する。この場合において、同号ニの(4)		
中「作業室、試験検査室」とあるのは「調剤		
室」と読み替えるものとする。(構規第1条		
第3項)		
5 放射性医薬品を密封された状態でのみ取り		
扱う薬局において、放射性医薬品の容器又は		
被包の表面の線量率が厚生労働大臣が定める		
線量率を超える場合には、次に定めるところ		
に適合する調剤室を有しなければならない。		
(構規第1条第4項)		

法令の規定	審査基準	指導基準
(1)3(1)(2)(4)(5)および(7)に定めるところに適合すること。 (2)3(3)の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。 6 放射性医薬品を密封されていない状態で取り扱う薬局の構造設備の基準についない状態で現第9条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同類を多りであるのは、「第1条第1項、第2項及び第3項」と、同項第2号中「放射性医薬品に係る場所」とあるのは「放射性医薬品に係る場所」とあるがは「放射性医薬品に係るを取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場合と、のは「調剤室」と読み替えるものとは、調剤室」と読み替えるものとは、調剤を主じては登録を含さまる。 7 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚者とくな事期において薬剤の薬剤において薬剤が表別である。とは、は、自ら視覚をである。次のでは、は、自ら視覚をである。次のでは、は、自ら視覚をできるとは、は、自ら視覚をできるとは、は、自ら視覚をできるとは、は、自ら視覚をできるといる。では、は、自ら視覚をできるとは、は、自ら視覚をできるとは、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、は、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに、自らに	18 薬剤師不在時間に係る掲示事項とは以下のものをいうこと。 (1) 調剤に従事する薬剤師が不在のために調剤に応じることができない旨 (2) 調剤に応じる薬剤師が不在にしている理由 (3) 調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻	21 薬剤師または登録販売者が次の障害を有する者に 該当する場合は、障害の内容および程度を勘案した 上で、それぞれ各号に規定する設備を設けること。 (1) 視覚の障害を有する者拡大器等 (2) 聴覚もしくは言語障害または音声機能の障害 を有する者ファクシミリ装置等

2 業務体制要件

2 耒伤仲刑安什		
法令の規定	審査基準	指導基準
1 その薬局において医薬品の調剤及び販売		
又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で		
定める基準に適合しないときは、許可を与え		
ないことができる。(法第5条第2号)		
2 薬局において調剤及び調剤された薬剤又は		
医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の		
基準は、次に掲げる基準とする。(体制省令		
第1条)		
(1) 薬局の開店時間内は、常時、当該薬局		
において調剤に従事する薬剤師が勤務し		
ていること。		
(2) 当該薬局において、調剤に従事する		1 薬剤師の員数の算定方法は、次のとおりとする。
薬剤師の員数が当該薬局における1日		(1) 常勤薬剤師(原則として薬局で定めた就業
平均取扱処方箋数(前年における総取扱		規則に基づく薬剤師の勤務時間(以下「薬局で
処方箋数(前年において取り扱った眼科、		定める勤務時間」という。) の全てを勤務する
耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれ		者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間が
ぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療		32時間未満の場合は32時間以上勤務している
科の処方箋の数との合計数をいう。)を		者を常勤とする。)を1とする。
前年において業務を行った日数で除して		(2) 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の
得た数とする。ただし、前年において		薬局で定める勤務時間により除した数とする。
業務を行った期間がないか、又は3箇月		ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32
未満である場合においては、推定による		時間未満と定められている場合は、換算する
ものとする。)を40で除して得た数(そ		分母は32時間とする。
の数が1に満たないときは1とし、その数		
に1に満たない端数が生じたときは、		
その端数は1とする。)以上であること。		
(3) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売		
し、又は授与する薬局にあっては、要指		
導医薬品又は第一類医薬品を販売し、		
又は授与する営業時間内は、常時、当該		
薬局において医薬品の販売又は授与に		

法令の規定	審査基準	指導基準
従事する薬剤師が勤務していること。		
(4) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、		
又は授与する薬局にあっては、第二類医		
薬品又は第三類医薬品を販売し、又は		
授与する営業時間内は、常時、当該薬局		
において医薬品の販売又は授与に従事		
する薬剤師又は登録販売者が勤務して		
いること。		
(5) 営業時間又は営業時間外で相談を受け		
る時間内は、調剤された薬剤若しくは		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けよう		
とする者又は調剤された薬剤若しくは		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者		
若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用		
する者から相談があった場合に、法第9		
条の4第4項、第36条の4第4項、第36		
条の6第4項又は第36条の10第5項の		
規定による情報の提供又は指導を行うた		
めの体制を備えていること。		
(6) 当該薬局において、調剤に従事する	1 調剤に従事しない薬剤師がいる場合は、調剤に従事	
薬剤師の週当たり勤務時間数(規則第1	する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和には加えない	
条第5項第2号に規定する週当たり勤務	こと。	
時間数をいい、特定販売のみに従事する		
勤務時間数を除く。以下この条及び次条		
において同じ。)の総和が、当該薬局の		
開店時間の一週間の総和以上であること。		
(7) 1日当たりの薬剤師不在時間は、4時		
間又は当該薬局の1日の開店時間の2分		
の1のうちいずれか短い時間を超えない		
(8) 薬剤師不在時間内は、法第7条第1項		

法令の規定	審査基準	指導基準
又は第2項の規定による薬局の管理を		
行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該		
薬局において勤務している従事者と連絡		
ができる体制を備えていること。		
(9) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が	2 薬剤師不在時間内に近隣の薬局を紹介することを	
生じた場合には近隣の薬局を紹介する	予定している場合、あらかじめ、連携を依頼する薬局	
こと又は調剤に従事する薬剤師が速やか	に対し、薬剤師不在時間内には必要に応じて紹介等を	
に当該薬局に戻ることその他必要な措置	行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制を	
を講じる体制を備えていること。	構築しておくこと。	
(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売	3 要指導医薬品または一般用医薬品の販売または授与	
し、又は授与する薬局にあっては、当該	に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品また	
薬局において要指導医薬品又は一般用	は一般用医薬品の販売または授与に従事する薬剤師の	
医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師	週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。	
及び登録販売者の週当たり勤務時間数の		
総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報		
の提供及び指導を行う場所(構規第1条		
第1項第13号に規定する情報を提供し、		
及び指導を行うための設備がある場所を		
いう。第9号において同じ。) 並びに一般		
用医薬品の情報の提供を行う場所(構規		
第1条第1項第13号に規定する情報を		
提供するための設備がある場所をいう。		
第9号において同じ。)の数で除して得た		
数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を		
販売し、又は授与する開店時間の一週間		
の総和以上であること。		
(11) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売	4 要指導医薬品または第一類医薬品の販売または授与	
し、又は授与する薬局にあっては、当該	に従事しない薬剤師がいる場合は、要指導医薬品また	
薬局において要指導医薬品又は第一類医	は第一類医薬品の販売または授与に従事する薬剤師の	
薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の	週当たり勤務時間数の総和には加えないこと。	
週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内		
の要指導医薬品の情報の提供及び指導を		

法令の規定	審査基準	指導基準
行う場所並びに第一類医薬品の情報の	祖五五十	10分类子
提供を行う場所の数で除して得た数が、		
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売		
し、又は授与する開店時間の一週間の		
総和以上であること。		
(12) 調剤の業務に係る医療の安全を確保		
するため、指針の策定、従事者に対する		
研修の実施その他必要な措置が講じられ		
ていること。		
(13) 法第9条の4第1項、第4項及び第5		
項の規定による情報の提供及び指導その		
他の調剤の業務(調剤のために使用され		
る医薬品の貯蔵に関する業務を含む。) に		
係る適正な管理を確保するため、指針の		
策定、従事者に対する研修の実施その他		
必要な措置が講じられていること。		
(14) 医薬品を販売し、又は授与する薬局に	5 調剤の業務に係る医療の安全、調剤された薬剤の	
あっては、法第36条の4第1項、第4項	情報提供その他の調剤の業務に係る適正な管理および	
及び第5項並びに第36条の6第1項及び	医薬品の情報提供その他の医薬品の販売または授与の	
第4項の規定による情報の提供及び指導	業務に係る適正な管理(以下「業務の適正管理等」	
並びに 法第36条の10第1項、第3項及	という。)を確保するための指針には、次の事項を含む	
び第5項の規定による情報の提供その他の	こと。	
医薬品の販売又は授与の業務(医薬品の	(1) 薬局における業務の適正管理等を確保するため	
貯蔵及び要指導医薬品又は一般用医薬品	の基本的な考え方に関すること。	
を販売し、又は授与する開店時間以外の	(2) 従事者に対する研修の実施に関すること。	
時間における対応に関する業務を含む。)	(3) 体制省令第1条第2項各号に定める事項に	
に係る適正な管理を確保するため、指針	関すること。	
の策定、従事者に対する研修(特定販売		
を行う薬局にあっては、特定販売に関す		
る研修を含む。) の実施その他必要な措置		
が講じられていること。		
3 2(12)から(14)までに掲げる薬局開設者が	6 薬局の管理者は、調剤の業務に係る医療の安全、	2 管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
(5) 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務 に係る適正な管理のための業務に関する 手順書の作成及び当該手順書に基づく 業務の実施	事項 (7) 従事者に対する研修の実施に関する事項。なお、 従事者に対する研修は、薬局開設者が自ら実施 するほか、薬局開設者が委託する薬局または 薬剤師に関する団体等(当該薬局開設者または 当該団体等が委託する研修の実績を有する団体等 を含む。)が実施する研修を充てることができる こと。	6 適正な管理のための業務に関する手順書には、 次の事項を盛り込むべきであること。 (1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。 (4)医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、規則第14条第1号から第6号に定められた事項(一般用医薬品については第2号および第3号を除く。同条第2項ただし書の規定によりの確認を行わないこととされた場合には、第6号のうち氏名または名称以外の事項を除く。)等を記載した文書(例えば納品書)を同封すること。 (5) 製造販売業者により医薬品に施された封を除く。)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う薬局の名称および所在地を記載すること。 (6) 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う

法令の規定	審査基準	指導基準
(6) 薬剤師不在時間がある薬局にあっては、 薬剤師不在時間における薬局の適正な 管理のための業務に関する手順書の作成 及び当該手順書に基づく業務の実施	8 適正な管理のための業務に関する手順書には、当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載すること。 (1) 薬局不在時間内の調剤室の閉鎖に関すること。 なお、薬剤師不在時間内は、薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手に取らないよう、手順書に明記すること。 (2) 薬剤師不在時間に係る掲示事項に関すること。 (3) 薬剤師不在時間内における、薬局の管理者による管理に関すること。 (4) 薬剤師不在時間内の登録販売者による第2類・第3類医薬品の販売に関すること。	場合には、調剤された薬剤が再度流通することがないよう、外観から調剤済みと分かるような措置を講じること。 (7) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (8) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や返品された医薬品の実施等。 (9) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。 7 薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務し、介護用品および衛生材料等を販売することを妨げるものではないが、この場合、薬局開設者は、調剤室の閉鎖に加え、要指導医薬品または一般用医薬品を通常陳列し、または交付する場所を閉鎖しなければならないこと。また、閉鎖した区画の入口に、専門家不在時の要指導医薬品および一般用医薬品の販売または授与は法に違反するためできない旨を

法令の規定	審査基準	指導基準
(7) 医薬品の安全使用並びに調剤された 薬剤及び医薬品の情報提供及び指導の ために必要となる情報の収集その他調剤 の業務に係る医療の安全及び適正な管理 並びに医薬品の販売又は授与の業務に 係る適正な管理の確保を目的とした改善 のための方策の実施	(5) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応に関すること	表示すること。 8 薬剤師が薬局に戻った後に調剤するため、薬局の 従事者が患者の同意を得て処方せんを預かる場合に は、封筒等に入れて保管する等、従事者に対する 研修の中で個人情報の取扱い等について周知し、 その取扱いには十分配慮させること。 9 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。 10 医薬品の安全使用のための責任者等は、従事者が 手順書に基づき適切に業務を実施しているかを 定期的に確認するとともに、確認内容を記録する こと。

3 人的安件		[.t.s.\\delta\delt
法令の規定 法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事		
に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、		
次のイからトまでのいずれかに該当するとき		
は、薬局開設の許可を与えないことができる。		
(法第5条第3号)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り		
消され、取消しの日から3年を経過してい		
ない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を		
取り消され、取消しの日から3年を経過し		
ていない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を		
終わり、又は執行を受けることがなく		
なった後、3年を経過していない者		
ニ イからハに該当する者を除くほか、この		
法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び		
劇物取締法その他薬事に関する法令で政令		
で定めるもの又はこれに基づく処分に違反		
し、その違反行為があった日から2年を		
経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により薬局開設者の業務を		
適正に行うことができない者として厚生		
労働省令で定めるもの		
(規則第8条) 精神の機能の障害により薬		
局開設者の業務を適正に行うに当たって		
必要な認知、判断及び意思疎通を適切に		
行うことができない者		
ト 薬局開設者の業務を適切に行うことがで		
きる知識及び経験を有すると認められない		
者		

第4 薬局製造販売医薬品製造販売業

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事		
に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、		
次のイからトまでのいずれかに該当するとき		
は、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可を		
与えないことができる。(法第12条の2第2項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り		
消され、取消しの日から3年を経過してい		
ない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を		
取り消され、取消しの日から3年を経過し		
ていない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を		
終わり、又は執行を受けることがなく		
なった後、3年を経過していない者		
ニ イからハに該当する者を除くほか、この		
法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び		
劇物取締法その他薬事に関する法令で政令		
で定めるもの又はこれに基づく処分に違反		
し、その違反行為があった日から2年を		
経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
へ 心身の障害により薬局製造販売医薬品		
製造販売業者の業務を適正に行うことがで		
きない者として厚生労働省令で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により薬局製造販売医		
薬品製造販売業者の業務を適正に行うに		
当たって必要な認知、判断及び意思疎		
通を適切に行うことができない者		
ト 薬局製造販売医薬品製造販売業者の業務		

を適切に行うことができる知識及び経験を 有すると認められない者	
11 / 0 C 10 0 0 0 0 0 0 1	

第5 薬局製造販売医薬品製造業

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬局製造販売医薬品の製造所の構造設備		
が、厚生労働省令で定める基準に適合しない		
ときは、許可を与えないことができる。(法		
第13条第5項)		
2 次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具		
を備えていること。ただし、試験検査台に		
ついては、調剤台を試験検査台として用いる		
場合であって、試験検査及び調剤の双方に		
支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト		
及びリに掲げる設備及び器具については、		
厚生労働大臣の登録した試験検査機関を利用		
して自己の責任において試験検査を行う場合		
であって、支障がなく、かつ、やむを得ない		
と認められるときは、この限りでない。(構規		
第1条)		
イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置		
口 試験検査台		
ハデシケーター		
ニ はかり (感量1ミリグラムのもの)		
ホ 薄層クロマトグラフ装置		
へ 比重計又は振動式密度計		
トpH計		
チ ブンゼンバーナー又はアルコール ランプ		
リー崩壊度試験器		
ア 開張及政教器 ヌ 融点測定器		
ル 試験検査に必要な書籍	│ │1 試験検査に必要な書籍は、薬局製剤に関するものと	 1 試験検査に必要な書籍は最新のものであること。
/ アードが次/火虫(こん)女/よ盲相	1 内歇快量に必要な盲精は、栄用袋用に関するものと すること。	1 Proのスプ火土(〜2)女(よ百和『より入り Vノ ひ Vノ く Ø) (3) 〜 と。

2 人的安件	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	th ,共 计 》作
法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事		
に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、		
次のイからトまでのいずれかに該当するとき		
は、許可を与えないことができる。(法第13		
条第6項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を		
取り消され、取消しの日から3年を経過		
していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録		
を取り消され、取消しの日から3年を		
経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を		
終わり、又は執行を受けることがなく		
なった後、3年を経過していない者		
ニ イからハに該当する者を除くほか、		
この法律、麻薬及び向精神薬取締法、		
毒物及び劇物取締法その他薬事に関する		
法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為が		
あった日から2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒		
者		
へ 心身の障害により薬局製造販売医薬品		
製造業者の業務を適正に行うことができ		
ない者として厚生労働省令で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により薬局製造		
販売医薬品製造業者の業務を適正に		
行うに当たって必要な認知、判断及び		
意思疎通を適切に行うことができない		
者		

ト薬局製造販売医薬品製造業者の業務を	
適切に行うことができる知識及び経験を	
有すると認められない者	

第6 店舗販売業

法令の規定	審査基準	指導基準
1 店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める 基準に適合しないときは、許可を与えない		
ことができる。(法第26条第2項第1号)		
2 店舗の構造設備の基準は、次のとおりと		
する。(構規第2条)		
(1) 医薬品を購入し、又は譲り受けようと		1 容易に出入りできる構造であるとは、店舗への
する者が容易に出入りできる構造であり、	できる構造であること。	出入りのための手続に十数分もかかるものであって
店舗であることがその外観から明らかで		はならないこと。
あること。	店舗や、通常人が立ち寄らないような場所に敢えて	
	開設した店舗等、実店舗での対面による販売を明らか に想定していないような店舗は認められない。	
(2) 換気が十分であり、かつ、清潔である	(こがたしていないような自曲がな時ののりないない。	 2 医薬品を貯蔵または陳列する場所は、温度、湿度
2 E.		の管理が行えるよう空調設備または強制換気装置を
		設置すること。
		3 店舗の天井、床および壁等は、板張り、コンクリ
		ート、ガラスまたはこれに準ずる材質で、清掃が
		容易に行えるものであること。
		4 住居または屋外等と区別する構造は、ガラス扉
(3) 当該店舗以外の店舗又は薬局の場所、		またはドア等営業時間中に常時区別できるもの
常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。		とし、夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外 のものとすること。
(4) 面積は、おおむね13.2平方メートル	2 店舗の面積の算定にあたっては次のとおりとすること。	のものとすること。 5 更衣室、便所、事務室の面積は店舗の面積に含め
以上とし、店舗販売業の業務を適切に		ない。
行うことができるものであること。	舗の業務に必要な物。以下第6において同じ。)の	6 医薬品以外の物を陳列、貯蔵する場合は、医薬品
	売場(医薬品等の貯蔵、陳列および販売または	と明確に区別すること。
	交付をする場所をいう。以下第6において同じ。)	
	について内法面積とすること。	
	(2) 一の建物内に店舗および店舗販売業以外の用に	7 施設内店舗にあっては、店舗管理者が適切に
	供される場所がある場合における当該店舗(以下	管理できる面積に限定すること。
	「施設内店舗」という。)は、一般客の通路に使用	8 施設内店舗と隣接場所(通路等の共用場所を

法令の規定	審査基準	指導基準
	されないよう、施設内店舗と施設内店舗に隣接する場所(以下第6において「隣接場所」という。)との間を壁の設置、医薬品等の陳列設備の配置または床面に線を引くことその他の方法により明確に区画した上で、面積を算定すること。3店舗の構造設備は、同一階層に連続して設置すること。ただし、やむを得ず、店舗の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合であって、その分置が適正な医薬品の販売業務を遂行するうえで必要と認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。 (1)店舗の専用階段等によって客等が移動できる	除く。)との間は、壁の設置または医薬品等の陳列設備の配置により区画すること。 9 店舗の構造設備の一部を複数の階に分置して設置する場合には、分置された店舗の一方の床面積は、通路、階段、エレベーター部分等の面積を除いて少なくとも13.2平方メートル以上であること。
(5) 医薬品を通常陳列し、又は交付する 場所にあっては60ルツクス以上の明るさ を有すること。	構造であって、当該店舗の外部にでることなく、他の階等にある当該店舗の構造設備に行くことができる等、店舗としての同一性、連続性があること。この場合において、ビルの共用階段やデパート等の一般客用階段等は、当該店舗の専用階段とは見なさないこと。 (2) 店舗管理者によって、複数階にわたる当該店舗の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。 4 店舗の開店時間外には店舗全体を施錠できる構造であること。ただし、施設内店舗にあって、当該施設内店舗のみを閉鎖する場合には、当該施設内店舗と隣接場所との間をシャッター、パーティション等の設置により、物理的に区別し、従業員以外の者が進入することができないよう、必要な措置が採られていること。	10 店舗の開店時間外には、その旨を店舗の入り口等に表示する等、容易に判別できるようにすること。
(6) 開店時間のうち、要指導医薬品又は 一般用医薬品を販売し、又は授与しない	5 閉鎖することができる構造設備としては、シャッタ ー、パーティション、チェーン等により物理的に遮断	11 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または 授与を行えないことが明確に判別できるようにし、

法令の規定	審査基準	指導基準
時間がある場合には、要指導医薬品又は 一般用医薬品を通常陳列し、又は交付 する場所を閉鎖することができる構造の ものであること。	され、進入することが困難なものであることとし、 可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動か すことができないような措置を採ること。	閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または 授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。 ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り 扱わない場合は、この限りでない。	6 冷暗貯蔵のための設備は、電気またはガス冷蔵庫であること。	12 温度管理が必要な医薬品を取り扱う場合は、冷蔵庫に温度計を備えること。
(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。 ただし、毒薬を取り扱わない場合は、 この限りでない。 (9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域か ら明確に区別されていること。	7 鍵のかかる貯蔵設備は、スチール等の堅固な材質を用い、固定されもしくは容易に移動することができないものであること。 8 貯蔵設備を設ける区域について、他の区域の床面と色を変える、床面に線を引く、またはパーティション等で区画する等により、明確に区別されていること。なお、壁等で完全に区画されている必要はない。	
(10) 要指導医薬品を販売し、又は授与する 店舗にあっては、次に定めるところに 適合するものであること。 イ 要指導医薬品を陳列するために必要な 陳列設備を有すること。 ロ 要指導医薬品陳列区画に医薬品を購入 し、若しくは譲り受けようとする者けれた 医薬品を購入し、者によって購入を 若しくは譲り受けられた医薬品が進入する者が進入することができないだ する者が進入することができないだける 要な措置が採られていること。たは鍵 の要な措置が採られていること。たは鍵 がようとする者がし、 を薬品を購入しない場合又は鍵を かけた陳列設備その他医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者若しくは 変品を購入し、若しくは譲り受けたれ、 若しくはこれらの者によって購入され、	9 購入者等が進入することができない必要な措置とは、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入できないものであること。	

注入の担 ウ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	长洋井滩
法令の規定	審査基準	指導基準
する者が直接手の触れられない陳列設備		
に陳列する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売		13 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または
し、又は授与しない時間がある場合には、		授与を行えないことが明確に判別できるようにし、
要指導医薬品陳列区画を閉鎖することが		閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または
できる構造のものであること。		授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(11) 第一類医薬品を販売し、又は授与する		
店舗にあっては、次に定めるところに		
適合するものであること。		
イ 第一類医薬品を陳列するために必要な		
陳列設備を有すること。		
ロ 第一類医薬品陳列区画に一般用医薬品		
を購入し、若しくは譲り受けようとする		
者又は一般用医薬品を購入し、若しくは		
譲り受けた者若しくはこれらの者に		
よって購入され、若しくは譲り受けられ		
た一般用医薬品を使用する者が進入する		
ことができないよう必要な措置が採られ		
ていること。ただし、第一類医薬品を		
陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備		
その他一般用医薬品を購入し、若しくは		
譲り受けようとする者若しくは一般用		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者		
若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた一般用医薬品を		
使用する者が直接手の触れられない陳列		
設備に陳列する場合は、この限りでない。		
ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売		14 閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売または
し、又は授与しない時間がある場合には、		授与を行えないことが明確に判別できるようにし、
第一類医薬品陳列区画を閉鎖することが		閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売または
できる構造のものであること。		授与は法に違反するためできない旨を表示すること。
(12) 次に定めるところに適合する法第36条	10 情報を提供するための設備は、相談カウンター等、	15 情報を提供するための設備に薬剤師または登録

法令の規定	審査基準	指導基準
の6第1項及び第4項に基づき情報を提供	薬剤師または登録販売者と購入者が対面で情報提供を	販売者が常駐しない場合には、購入者等が薬剤師
し、及び指導を行うための設備並びに	行うことができる通常動かすことのできないものであ	または登録販売者の居場所を容易に把握できる、
法第36条の10第1項、第3項及び第5項	ること。	もしくは薬剤師または登録販売者を呼び出すことが
に基づき情報を提供する設備を有する	11 情報を提供するための設備は、第一類医薬品に係る	できるような設備を有すること。
こと。ただし、複数の設備を有する場合	情報提供に支障を生じない範囲内の場所にあること。	てきるような政権を行すること。
は、いずれかの設備が適合していれば	日報ルのスペース中で土しない単四ド107m/川(ca)なここ。	
足りるものとする。		
イ 要指導医薬品を陳列する場合には、		
要指導医薬品陳列区画の内部又は近接		
する場所にあること。		
ロ 第一類医薬品を陳列する場合には、		
第一類医薬品陳列区画の内部又は近接		
する場所にあること。		
ハ 指定第二類医薬品を陳列する場合には、	12 購入者等が進入することができない必要な措置とは、	
指定第二類医薬品を陳列する陳列設備	カウンター等の通常動かすことのできない構造設備	
から7メートル以内の範囲にあること。	により遮断することで従事者以外の者が進入できない	
ただし、かぎをかけた陳列設備に陳列	ものであること。	
する場合又は指定第二類医薬品を陳列		
する陳列設備から1.2メートル以内の		
範囲に一般用医薬品を購入し、若しくは		
譲り受けようとする者若しくは一般用		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者		
若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた一般用医薬品を		
使用する者が進入することができない		
よう必要な措置が採られている場合は、		
この限りでない。		
ハ 二以上の階に要指導医薬品又は一般用		
医薬品を通常陳列し、又は交付する場所		
がある場合には、各階の要指導医薬品		
又は一般用医薬品を通常陳列し、又は		
交付する場所の内部にあること。		

法令の規定	審査基準	指導基準
法令の規定 (13) 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長、又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 3 店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者が表え、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。(規則第142条において準用する第15条)	審査基準 13 必要な設備とは、次に掲げる全ての設備を備えること。 (1) 映像を撮影するためのデジタルカメラ等 (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等 (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機および電話回線	指導基準 16 左記の全てを組み合わせた設備、例えばカメラ付き携帯電話も可とする。ただし、特定販売のみを行う時間内に店舗内に設置しておくこと。 17 薬剤師または登録販売者が次の障害を有する者に該当する場合は、障害の内容および程度を勘案した上で、それぞれ各号に規定する設備を設置すること。(1) 視覚の障害を有する者拡大器等(2) 聴覚若しくは言語障害または音声機能の障害を有する者ファクシミリ装置等

2 業務体制要件

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬剤師又は登録販売者を置くことその他		
その店舗において医薬品の販売又は授与の		
体制が適切に医薬品を販売し、又は授与する		
ために必要な基準として厚生労働省令で定め		
るものに適合しないときは、許可を与えない		
ことができる。(法第26条第4項第2号)		
2 店舗において医薬品の販売又は授与の業務		
を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。		
(体制省令第2条)		
(1) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売		
し、又は授与する店舗にあっては、要指		
導医薬品又は第一類医薬品を販売し、		
又は授与する営業時間内は、常時、当該		
店舗において薬剤師が勤務していること。		
(2) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売		
し、又は授与する営業時間内は、常時、		
当該店舗において薬剤師又は登録販売者		
が勤務していること。		
(3) 営業時間又は営業時間外で相談を		
受ける時間内は、医薬品を購入し、		
若しくは譲り受けようとする者又は		
医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者		
若しくはこれらの者によって購入され、		
若しくは譲り受けられた医薬品を使用		
する者から相談があった場合に、法第36 条の6第4項又は第36条の10第5項の		
規定による情報の提供又は指導を行う		
(4) 当該店舗において、要指導医薬品又は		
一般用医薬品の販売又は授与に従事する		
薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務		
米別即及い望郷販売有の週目だり勤務		

法令の規定	審査基準	指導基準
時間数の総和を当該店舗内の要指導	田丛坐子	10 分类子
医薬品の情報の提供及び指導を行う場所		
(構規第2条第12号に規定する情報を		
提供し、及び指導を行うための設備があ		
る場所をいう。以下(6)において同じ。)		
並びに一般用医薬品の情報の提供を行う		
場所(構規第2条第12号に規定する情報		
を提供し、及び指導を行うための設備が		
ある場所をいう。以下(6)において同じ。)		
の数で除して得た数が、要指導医薬品		
又は一般用医薬品を販売し、又は授与		
する開店時間の1週間の総和以上である		
こと。		
(5) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、		
又は授与する店舗にあっては、当該店舗		
において要指導医薬品又は第一類医薬品		
の販売又は授与に従事する薬剤師の週当		
たり勤務時間数の総和を当該店舗内の		
要指導医薬品の情報の提供及び指導を		
行う場所並びに第一類医薬品の情報の		
提供を行う場所の数で除して得た数が、		
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売		
し、又は授与する開店時間の1週間の		
総和以上であること。		
(6) 法第36条の6第1項及び第4項の規定	1 要指導医薬品等の適正販売等を確保するための指針	
による情報の提供及び指導並びに法第36	には、次の事項を含むこと。	
条の10第1項、第3項及び第5項の規定	(1) 要指導医薬品等の適正販売等を確保するための	
による情報の提供その他の要指導医薬品	基本的な考え方に関すること。	
及び一般用医薬品の販売又は授与の業務	(2) 従事者に対する研修の実施に関すること。	
(要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵	(3) 体制省令第2条第2項各号に定める事項に関すること。	
に関する業務を含む。)に係る適正な管理		
(以下「要指導医薬品等の適正販売等」		

法令の規定	審査基準	指導基準
という。)を確保するため、指針の策定、 従事者に対する研修(特定販売を行う 店舗にあっては、特定販売に関する研修 を含む。)の実施その他必要な措置が 講じられていること。 3 2(6)に掲げる店舗販売業者が講じなければ ならない措置には、次に掲げる事項を含むものと する。 (1) 従事者から店舗販売業者への事故報告 の体制の整備 (2) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち	2 店舗管理者は、要指導医薬品等の適正販売等を確保 するために必要な指導等を行うこと。	1 店舗管理者は、常勤であり、派遣社員でないこと。
入ることができる者の特定 (3) 要指導医薬品等の適正販売等のための 業務に関する手順書の作成及び当該 手順書に基づく業務の実施	3 医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書には、次の事項を含むこと。 (1) 要指導医薬品等の購入に関する事項。 (2) 要指導医薬品等の管理に関する事項(医薬品の保管場所、法令により適切な管理が求められている医薬品(毒薬・劇薬、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二類医薬品等)の管理方法等)。 (3) 要指導医薬品等の販売および授与の業務に関する事項(購入者等情報の収集、医薬品の情報提供方法等)。 (4) 要指導医薬品等情報の取扱い(安全性・副作用情報の収集、管理、提供等)に関する事項。 (5) 事故発生時の対応に関する事項(事故報告の体制の整備、事故事例の収集の範囲、事故後対応等)。 (6) 従事者に対する研修の実施に関する事項。なお、従事者に対する研修は、店舗販売業者が自ら実施するほか、店舗販売業者が委託する店舗販売業に関する団体等(当該店舗販売業者または当該団体	2 要指導医薬品または第一類医薬品を販売等する場合には、登録販売者または一般従事者が情報提供を行うことがないよう、登録販売者または一般従事者から薬剤師への伝達の体制およびその方法を手順書に記載すること。 3 第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する場合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者から薬剤師または登録販売者への伝達の体制およびその方法を手順書に記載すること。 4 医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書には、次の事項を盛り込むべきであること。 (1) 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。 (2) 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。 (3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。

法令の規定	審査基準	指導基準
(4) 要指導医薬品等の適正販売等のために 必要となる情報の収集その他要指導 医薬品等の適正販売等の確保を目的と した改善のための方策の実施	が実施する研修を充てることができること。	規則第146条第1号から第4号までに定められた事項(ただし、同条第2項ただし書の規定により同項の確認を行わないこととされた場合には、第4号のうち氏名または名称以外の事項を除く。)等を記載した文書(例えば納品書)を同封すること。 (5)製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名または名称ならびに分割販売を行う薬局の名称および所在地を記載すること。 (6)偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。 (7)その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。 (8)購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。 5 手順書は必要に応じて見直しを行うこと。

法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事		
に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、		
次のイからトまでのいずれかに該当するとき		
は、店舗販売業の許可を与えないことができ		
る。(法第26条第5項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を		
取り消され、取消しの日から3年を経過		
していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録		
を取り消され、取消しの日から3年を		
経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を		
終わり、又は執行を受けることがなく		
なった後、3年を経過していない者		
ニ イからハに該当する者を除くほか、		
この法律、麻薬及び向精神薬取締法、		
毒物及び劇物取締法その他薬事に関する		
法令で政令で定めるもの又はこれに		
基づく処分に違反し、その違反行為が		
あった日から2年を経過していない者		
ホー麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒		
者		
へ 心身の障害により店舗販売業者の業務		
を適正に行うことができない者として		
厚生労働省令で定めるもの (規則第8条)		
者の業務を適正に行うに当たって必要		
る。 お認知、判断及び意思疎通を適切に		
な		
ト 店舗販売業者の業務を適切に行うこと		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		

ができる知識及び経験を有すると認めら	
れない者	
40-84. П	

第7 管理者の兼務許可

法令の規定	審査基準	指導基準
1 薬局等の管理者は、その薬局以外の場所で	1 薬局等の管理者が、次に掲げる他の薬事に関する	
業として薬局等の管理その他薬事に関する	実務に従事する場合は、許可を受けたものとみなす。	
実務に従事するものであってはならない。	ただし、当該薬局等の管理者としての義務を遂行する	
ただし、その薬局の所在地の都道府県知事	にあたって支障を生ずることがない場合であって、	
(その所在地が保健所を設置する市又は特別	他の薬事に関する実務に従事する施設の所在地が福井	
区の区域にある場合においては市長、又は	県内であること。	
区長)の許可を受けた時は、この限りでない。	(1) 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務	
(法第7条第4項、第28条第4項、第39条の	(2) 公益性がある休日急患診療所の調剤所等におい	
2第2項)	て、当該地域の薬剤師会の輪番で調剤に従事する	
	薬剤師の業務	
	2 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる	
	ものに該当する場合は、法第39条の2条第2項ただし	
	書の許可を与えるものとすること。	
	(1) その医療機器の特性等からその営業所において	
	医療機器を取り扱うことが品質管理上好ましく	
	ない場合や医療機器が大型である等によりその	
	営業所で医療機器を取り扱うことが困難な場合等	
	において、その営業所専用の倉庫である別の営業	
	所を同一事業者が設置している場合であり、かつ、	
	その営業所において実地に管理できる場合に、	
	その営業所間において管理者が兼務する場合	
	(2) 医療機器のサンプルのみを掲示し(サンプルに	
	よる試用を行う場合は除く。)、その営業所に	
	おいて販売、貸与または授与を行わない営業所で	
	ある場合であり、かつ、その営業所において実地	
	に管理できる場合に、その営業所間において管理	
	者が兼務する場合	

第8 高度管理医療機器等の販売業および貸与業

法令の規定	審査基準	指導基準
1 高度管理医療機器販売業等の営業所(以下		
第9において単に「営業所」という。)の構造		
設備が、厚生労働省令で定める基準に適合		
しないときは、許可を与えないことができる。		
(法第39条第4項)		
2 営業所の構造設備の基準は、次のとおりと		
する。(構規第4条第1項)		
(1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、		
清潔であること。		
(2) 常時居住する場所及び不潔な場所から	1 一の建物内に営業所および営業所以外の用に供され	
明確に区別されていること。	る場所がある場合における当該営業所(以下第9に	またはドア等営業時間中に常時区別できるもの
	おいて「施設内営業所」という。)は、一般客の通路に	とし、夜間等の営業時間外に閉めるシャッター以外
	使用されないよう、施設内営業所と施設内営業所に	のものとすること。
	隣接する場所(以下第9において「隣接場所」という。)	2 施設内営業所と隣接場所(通路等の共用場所を
	との間を壁の設置、医療機器の陳列設備の配置または	除く。)との間は、壁の設置または医療機器の陳列
	床面に線を引くことその他の方法により明確に区画	設備の配置により区画すること。
	すること。	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
	2 営業所の開店時間外には営業所全体を施錠できる	3 営業所の開店時間外には、その旨を営業所の入り口
	構造であること。ただし、施設内営業所にあって、	等に表示する等、容易に判別できるようにすること。
	当該施設内営業所のみを閉鎖する場合には、当該施設	
	内営業所と隣接場所との間をシャッター、パーティ	
	ション等の設置により、物理的に区別し、進入する	
	ことができないよう、必要な措置が採られていること。	
(3) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に	3 取り扱う医療機器を貯蔵または陳列するための専用	
貯蔵するために必要な設備を有すること。	の保管設備または保管場所を有すること。	
	4 日光により品質に影響を及ぼすおそれのある医療	
	機器を取り扱う場合にあっては、日光を遮断するための記憶ななす。	
	の設備を有すること。	4 月度空間が以重れ医療機関も取り扱う組入け
	5 冷暗貯蔵の医療機器を取り扱う場合にあっては、	4 温度管理が必要な医療機器を取り扱う場合は、
	冷暗貯蔵のための設備 (電気またはガス冷蔵庫に限る。)	冷蔵庫に温度計を備えること。

法令の規定	審査基準	指導基準
	を有すること。	7 CT 19 MMM 1
3 2の規定は、医療機器プログラムの電気	- 1, 1	
通信回線を通じた提供のみを行う営業所に		
ついては、適用しない。(構規第4条第2項)		

2 人的安件		LL >>L >>L
法令の規定	審査基準	指導基準
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事		
に関する業務に責任を有する役員を含む。)		
が、次のイからトまでのいずれかに該当する		
ときは、高度管理医療機器等の販売業等の許		
可を与えないことができる。(法第39条第5項)		
イ 法第75条第1項の規定により許可を		
取り消され、取消しの日から3年を経過		
していない者		
ロ 法第75条の2第1項の規定により登録		
を取り消され、取消しの日から3年を		
経過していない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を		
終わり、又は執行を受けることがなく		
なった後、3年を経過していない者		
ニーイからハに該当する者を除くほか、		
この法律、麻薬及び向精神薬取締法、		
毒物及び劇物取締法その他薬事に関する		
法令で政令で定めるもの又はこれに基		
づく処分に違反し、その違反行為が		
あった日から2年を経過していない者		
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒		
者		
へ 心身の障害により高度管理医療機器等		
の販売業者又は貸与業者の業務を適正に		
行うことができない者として 厚生労働		
省令で定めるもの		
(規則第8条)		
精神の機能の障害により高度管理		
医療機器等の販売業者又は貸与業者の		
業務を適正に行うに当たって必要な		
認知、判断及び意思疎通を適切に行う		

法令の規定	審査基準	指導基準
ことができない者		
ト 高度管理医療機器等の販売業者又は貸		
与業者の業務を適切に行うことができる		
知識及び経験を有すると認められない者		

附則

本基準は、平成31年4月1日から適用する。 本基準は、令和3年8月1日から適用する。